

令和4年度 第2回 福生市子ども・子育て審議会 会議録

日時：令和4年9月12日(月) 午後2時から

場所：もくせい会館3階 301、302 会議室

1 開会

【事務局】 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、「令和4年度第2回福生市子ども・子育て審議会」を開会いたします。私は、本審議会の事務局長を仰せつかっております、子ども家庭部長の吉野でございます。次第の前半までは、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、令和4年8月21日の委員改選後、最初の審議会となります。そのため、加藤市長にお越しいただいておまして、後ほど、委員を御退任された方への感謝状の贈呈、及び委員の皆様に対する委嘱状の交付を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより、会議開催に当たりまして、事務局より様々な御案内をさせていただきます。

はじめに、配布資料の確認をいたします。皆様に事前にお配りしましたものは、資料1から資料9でございます。また、本日、机の上に配布しました資料は、本日の会議の次第及び座席表でございます。さらに、本日初めて御参加される委員の皆様には「福生市子ども子育て支援事業計画(第2期)」という題名の冊子も配布しております。今後、会議にて使用する場合は、その旨を事前に御案内いたしますので、その際はお持ちいただきますようお願いいたします。各資料はお手元でございますでしょうか。不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、発言に関する御案内をいたします。御発言の際は、挙手をお願いいたします。事務局よりマイクをお渡ししにまいりますので、マイクを使用いただき、御発言ください。

続いて、子ども・子育て審議会では、会議録を作成し、資料とともに市のホームページに公開しております。御発言に関しましては、お名前を伏せた形で、また、作成した会議録を、事前に委員の皆様を確認をしていただいてから、公開しております。つきましては、会議録作成のために、毎回、会議を録音させていただきますことを、御了承いただきたいと存じます。

それでは、本日の会議は、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。会議の終了時刻は、午後4時を目途にさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

2 退任委員への感謝状贈呈

【事務局】 続きまして、次第2 退任委員への感謝状贈呈でございます。ただいまから、福生市感謝状贈呈基準に基づきまして、令和4年8月20日の任期満了をもちまして、福生市子ども・子育て審議会委員を御退任された方に、加藤市長より感謝状及び記念品を贈呈いたします。

(加藤市長から退任者へ感謝状及び記念品の贈呈並びに退任者挨拶)

皆様ありがとうございました。それでは加藤市長から一言御挨拶をいただきます。

【市長】 改めまして皆さんこんにちは。本日は福生市子ども・子育て審議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。そして退任された、本日は3名の方々にお越しいただいていますが、保育所の代表として、また保護者の代表として委員に参加していただき、それぞれ成果を発表し

ていただきました。またお褒めの言葉をいただきましたが、子ども家庭部の職員全員が喜んでい
ると思います。御承知のように「子育てするなら ふっさ」をスローガンに、市役所全庁をあげ
て、また市民の協力もあってこそ、共働き子育てしやすいまちランキング7年連続ベスト10以
内という結果であると思っております。コロナ禍で保育園の先生方は御苦勞が多く負担がかかっ
ているのではないかと思いますし、保護者の皆様も色んな形で心を砕いて様々な部分で子ども
の成長をサポートしていると、ひしひしと伝わってきました。

皆様で審議していただき策定した「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」も含めて、
皆様の御意見は大変貴重です。今後も7年連続と言わず、ずっと続けていきたいと思っていま
すが、これは市民の皆様の協力がなければ決してできないことだと思っております。この子ども・
子育て審議会では、思ったことなど御意見をいただきながら、しっかりと吟味して、様々な部分で
福生市の宝である子どものために頑張っていきたいと思っております。ここで御退任される方が
いらっしゃると思いますが、様々な部分で子どもと関わる決意表明をいただきましたので、ぜひよろし
くお願いいたします。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。以上で感謝状の贈呈を終了いたします。なお、御退任されました皆
様方におかれましては、ここで御退席されます。本日はお忙しい中お越しいただきまして、誠に
ありがとうございました。

3 委嘱状交付

【事務局】 続きまして、次第3 委嘱状交付でございます。福生市子ども・子育て審議会条例第3条第2
項の規定に基づきまして、委員になられました方々に市長から委嘱状の交付をいたします。任期
につきましては、令和4年8月21日から令和7年8月20日までの3年間となります。
(加藤市長から委員へ委嘱状交付)

4 市長挨拶

【事務局】 続きまして次第4 加藤市長より御挨拶をさせていただきます。

【市長】 改めまして御挨拶申し上げます。ただいま委嘱状を交付させていただきました。これから福生
市の子どものために御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最近、福生市にとって喜ばしいニュースがございまして、8月27日の日本経済新聞社で記事が
載りました。福生市の人口は平成14年の62,500人を境に、20年間で少しずつ減っている状況で
すが、その記事では、若年女性人口が増加した自治体として福生市が3位に入ったという内容で
した。これは子育て施策が功を奏しているのではないかという記事でして、私どもにとって喜ば
しいことではありますが、ここで止めてはいけない、ここからが勝負であると思った次第であり
ます。子育てをめぐる環境は徐々に良くなってきていますが、まだまだ、例えば若年層の住居補
助をどうやっていくか、土地のないまちでいかに生み出すかなど、様々なことを考えて実行して
いこうとしているところでございます。それにはやはり教育も大事ですし、幼保小の連携も大事
ですし、中学校を卒業してもそれ以降の子どもの居場所づくりも大事であると思っておりますの
で、これからも施策に展開していこうと思っております。

国において令和5年4月に「こども家庭庁」の設置が予定されており、「こどもまんなか社会」

を掲げています。日本全体で少子化が進んでいますので、何とか変えていかなければならないと国も本腰になって考えています。私ども基礎自治体で小さなまちではございますが、ここから変えていかなければならないとつくづく思っておりますし、職員もそのように前向きに仕事をしていただいております。これからも皆様の様々な御意見を拝聴していこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

5 委員自己紹介

【事務局】 続きまして、次第5 委員自己紹介でございます。本日は初めてお会いする委員の方もいらっしゃいますので、皆様に自己紹介をしていただきたいと思います。と存じます。

(委員自己紹介)

6 事務局紹介

【事務局】 続きまして、次第6 私から事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

7 子ども・子育て審議会の説明

【事務局】 続きまして、次第7 子ども・子育て審議会について、子ども育成係より説明させていただきます。

【事務局】 それでは、次第7 福生市子ども・子育て審議会について御説明申し上げます。委員を継続している方もいらっしゃいますが、新たな任期が始まりましたことから、改めて説明をいたします。資料3を御覧ください。

はじめに、前提となります「子ども・子育て支援新制度」について説明いたします。平成24年に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、それに基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月よりスタートしました。子ども・子育て支援新制度により、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が図られました。この新制度のスタートにあたり、各市町村では、教育・保育や子育て支援事業などを、いつまでに、どのくらい、どのように実施していくかなどを記載した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

続いて、2 福生市子ども・子育て審議会についてです。子ども・子育て支援法第72条第1項にて設置を努めるよう定められたことから、福生市では平成25年8月に「福生市子ども・子育て審議会」を設置いたしました。審議会は、新制度に基づく事業計画の策定や進捗管理などについて、子どもの保護者や子ども・子育て支援の従事者等、行政以外から幅広い意見を聴くための会議体であり、福生市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て施策を実施していくことを目的としております。委員は、学識経験者、保育関係者、教育関係者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者及び公募による市民から構成されております。この会議は市の附属機関として、委員の皆様は、福生市の非常勤特別職の職員となります。また、所掌事項については資料に記載しているとおり、アからオまでの事項について、調査審議をしております。

続いて、3 子ども・子育て支援事業計画についてです。子ども・子育て支援法第61条に基

づき、市町村にて策定が義務付けられているものでございまして、福生市は現在、「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の実施期間中でございます。この第2期の冊子を、本日初めて出席された方にお配りしております。この計画では、「子どもの育ちと子育ての喜びが実現できるまち」を基本理念に掲げ、生まれる前から概ね18歳までを対象に、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図るための様々な施策が定められています。また、新制度に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援についての、需要の見込みや提供体制が盛り込まれています。審議会では、計画策定に関する審議や、計画で定められている内容の実施状況を年度ごとに調査審議しております。

最後に、4 今後の会議予定についてです。本日の審議会は、令和4年度の2回目の会議でございまして、今年度はあと1回を令和5年3月に行う予定です。また、来年度以降は、令和7年度から実施する「福生市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定に向けての審議を開始するため、会議の実施回数が今年度より多くなる見込みでございます。資料に記載しております回数は、あくまで予定でございまして、進捗状況によっては会議数が前後する場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

【事務局】 子ども・子育て審議会について、説明させていただきましたが、何か不明な点などはありませんでしょうか。今後も、御不明な点がありましたら、事務局までお問合せいただければと存じます。

8 議題

(1) 会長・副会長の選任及び会長・副会長挨拶

【事務局】 それでは、これより次第8の議題へ入らせていただきますが、議題については議長の進行となります。会長が決まるまでは、市長が議長となり進行することとなっておりますので、議題(1)の会長・副会長の選任につきましては、市長に進行をしていただきます。加藤市長は、議長席へ移動をお願いいたします。

【市長】 条例に従いまして、会長が決まるまでの間は、私が議長の役を務めさせていただきます。

議題(1)会長・副会長の選任についてでございますが、福生市子ども・子育て審議会条例第5条第2項により、「会長及び副会長は委員の互選により定める」こととされておりますが、いかがいたしましょうか。

(互選により、会長は佐々委員、副会長は野口委員に決定)

会長と副会長が決まりましたので、これをもちまして、会長、副会長のお二人と席を交代させていただきます。お二人はこちらの席へお願いします。

【事務局】 それでは佐々会長に、御挨拶を頂戴したいと存じます。お願いいたします。

【会長】 会長として務めさせていただきたいと思っております。新たに委員になられた方々も含め皆様方の御意見を聞きながら、しっかりとこの場で審議をして、より良いものを作り上げたいと思っております。御協力よろしくをお願いいたします。

【事務局】 続いて野口副会長、御挨拶をお願いいたします。

【副会長】 皆様の自己紹介を聞きながら、心強く感じ、私自身また新たなことを学べるよい機会になるのではないかと考えております。会長をお支えするような形で、全力で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。なお、申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、また、野口副会長は所用のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題（２）以降の進行につきましては、佐々会長にお願いいたします。

（２）令和４年度第１回福生市子ども・子育て審議会会議録について

【会長】 それでは以降の進行は私が務めさせていただきます。議題（２）令和４年度第１回福生市子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料４をお願いいたします。こちらは、前回、令和４年７月５日に行われました子ども・子育て審議会の会議録となります。お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。こちらの会議録を御確認いただきまして、御意見等がございましたら、９月３０日（金）までに、事務局に御連絡いただければと存じます。頂きました御意見に基づき会議録を修正後、ホームページに公開いたします。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

【会長】 説明が終わりました。何か御意見、御質問がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

【委員】 前回の議事録ですでに審議が終わったことではあるのですが、市民からの一意見、感想として聞いていただければと思います。子育て支援カードについて、私も子どもが生まれて作ったのですが、３年の更新ごとに市役所に行かなければならないのが手間に感じています。期限切れのカードを使ってしまったりすることもありました。カードの電子化を検討している、と書いてあったのですが、可能であれば、ふくナビの中で表示できる機能や、更新もアプリからできると、若い世代の保護者の方も使ってくれるのではないかと思います。

【事務局】 貴重な御意見ありがとうございます。まさに今、そのような方向で検討をしております。ただ予算が必要なもので、予算がまだ通っていないのでお約束はできませんが、スマートフォンで表示できるような仕組みを考えております。高校生の年齢になったら表示できないようにし、更新は必要なくなるような内容で検討しているところでございます。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。今回の議事録に関しては点検でよいということですね。では次の議題に移ります。

（３）聖愛幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行に伴う利用定員の設定について

【会長】 続きまして、議題（３）聖愛幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行に伴う利用定員の設定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 私から説明いたします。資料5をお願いいたします。初めに、幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行とはどういうことか、今回なぜ本審議会にお諮りしているのかについてお話しさせていただきます。

1 概要の(1)をお願いいたします。平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格的に開始されました。保育園につきましては、新制度に移行することが求められたのに対しまして、幼稚園については、2つの選択肢が用意されました。この選択というのは、幼稚園の運営に対する財政支援をどのように受けるかという選択です。1つは、国、都道府県、市町村等が義務的に財政負担をする施設型給付という給付を受ける幼稚園になること。もう1つは、これまでどおりの都道府県の私学助成による財政支援を受けること。この2つの選択となります。1つ目の施設型給付の仕組みは、新制度により始まった仕組みで、施設型給付を受ける幼稚園になることを「新制度移行」と言います。新制度に移行した幼稚園のことを「新制度幼稚園」と言います。また、法律用語では、新制度の幼稚園、保育園を「特定教育・保育施設」と言います。このあとの説明の中で、特定教育・保育施設という言葉が出てきますが、新制度の幼稚園、保育園のこととなります。聖愛幼稚園におかれましては、平成27年度の新制度が開始された際には、新制度に移行しない選択をされましたが、ここで、令和5年度から新制度へ移行する旨、お話がございまして、準備を進めているところでございます。

次に(2)新制度移行のための手続きでございまして、新制度移行は、子ども・子育て支援法に基づく手続が必要となります。まず、市は利用定員を定め、財政支援の対象として基準を満たしているかの確認をする必要があります。そして、市が、特定教育・保育施設の確認に当たり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと定められています。この子ども・子育て支援法の規定によりまして、審議会の皆様の御意見をお伺いする必要がありますことから、今回、お諮りしているものでございます。

それでは、利用定員の設定について、御説明申し上げます。次のページの2 利用定員の設定についてをお願いします。まず、利用定員設定の考え方でございます。①特定教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とされています。ただし、この最低利用定員について、幼稚園には適用されないとされていますので、本審議内容への影響はございません。②利用定員は、認定区分(1号～3号)ごとに設定されます。幼稚園につきましては1号認定のみですので、1号認定に関する認定区分のみを設定します。③利用定員は、認可の定員と一致させることを基本としつつも、各施設の実状に応じて次のとおり設定します。ア 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。イ 恒常的な利用定員の超過については、市から施設に支払われる給付費の減算の対象となります。

このことを踏まえまして、(2)聖愛幼稚園の利用定員の設定についてを御覧ください。聖愛幼稚園の概要は①のとおりです。認可定員は276人ですが、先ほどの利用定員設定の考え方にに基づき、実利用人員が恒常的に認可定員より少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員に基づき設定します。直近3年間の在園児童数の推移は表のとおりとなります。東京都に確認をしたところ、実際の利用状況を反映する利用定員を設定するに当たっては、直近3年間の実績をもとに検討するように助言を受けておりますので、ここでは、直近3年間の在園児童数の推移を示しております。直近3年間の利用実績は130人前後を推移している状況ですが、令和5年度には人

数の多い5歳児クラスが卒園している状況を踏まえ、利用定員を120人に設定したいと考えます。
説明は以上です。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

【会 長】 ありがとうございます。御質問などありましたら挙手をお願いします。聖愛幼稚園からの要望でこのようにするという出された訳ですよね。新制度を利用することにより、財政的な意味で安定的な運営が成り立つということの了解でよろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。聖愛幼稚園は新制度開始後、財政的な面で、私学助成を受けたままでよいのか、新制度に移行した方がよいのか、継続的に検討されておりましたが、ここで新制度に移行した方が安定的な運営ができるという御判断でこの度のお話となりました。

【会 長】 ありがとうございます。素朴な疑問でもよろしいので、これはどういうことですか、ということがあれば御質問を出していただければありがたいと思います。はい、どうぞ。

【委 員】 本筋から外れるかもしれませんが、市内どの幼稚園がこのような施設型給付を受けているのか、私学助成を受けているのか、知りたいと思いました。

【事務局】 市内には幼稚園が4園ありまして、新制度に移行している幼稚園が2園です。清岩院幼稚園が平成30年度から、牛浜幼稚園が令和元年度からです。聖愛幼稚園が令和5年度から新制度移行となりますと、令和5年度以降は、新制度幼稚園が3園、移行していない幼稚園が1園となります。

【会 長】 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委 員】 今兼ね合いという部分のお話があったかと思いますが、利用定員の設定についての(1)の③のアとイの、特にイの部分で「恒常的な利用定員の超過については」とございますが、この恒常的な判断基準は市の方で考えておられるのでしょうか。

【事務局】 恒常的な超過というのが2年に渡って利用定員を超えていて、それが120%を超えている状態が続くというような状況を考えています。

【委 員】 今回の利用定員の設定に関しては3年間を見ているということでしたが、恒常的な部分の御判断は2年ということではよろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。ですので令和5年度と令和6年度の状況を見て、超過している状況がございましたら利用定員の変更という形での手続きが考えられます。

【会 長】 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委 員】 先ほどの議事録の内容とも関係するのですが、私学助成を受けない幼稚園の残り1園が福生多

摩幼稚園になると思うのですが、議事録の内容にあったひよこの廃園については、市民ですが、知りませんでした。同じ経営の方だと思うのですが、実際、今の福生多摩幼稚園に通われている園児や保護者にそのような説明はあったのでしょうか。幼稚園のホームページを拝見したところ、まだひよこの情報は載っていました。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。運営側が、保護者に対する説明などがうまくいっていないというのが実情です。ひよこの廃園の件は、現役の福生多摩幼稚園の保護者に説明すべきだったと思うのですが、それはなかったと保護者から我々に御意見も頂いています。そのように運営がうまくいっていないということがあります。幼稚園のホームページもまだひよこが掲載されておりますが、対応していただけていないというのが現状です。

【委員】 ひよこの廃園に至るまで、行政が様々なことをしてくれたであろうことが資料からも見えたのですが、やはり保護者の立場としての意見を言わせていただきますと、園の問題を実際に市が把握しているということ、保護者の方々に伝えたりするということはないのでしょうか。

【事務局】 お気持ちもよくわかりますし、おっしゃるとおりだと思っています。難しいところは、ひよこに関しては市が認可している施設ですが、一方で、幼稚園については、学校法人という形になりますと、認可は東京都となります。東京都の方でも色々と指導したりしています。幼稚園に対して市が指導するというのが難しい立場でして、保育園は市が実施主体になっているのですが、私立の学校法人は、ある意味では市が入り込めないような仕組みになっています。とはいえ、先日の幼稚園バスの痛ましい事故もありましたし、無視や放置をしているわけではなく、市はぎりぎりのところで、東京都と相談しながらできる限りのことを日々やっているということ、ぜひ御承知おきいただければと思います。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【委員】 そうしますと、今の園には行政指導はできないけれど、例えば市の方で、このようになります、ということ市ホームページにあげることは可能ですか。なぜかという、先ほどもありましたように、若い親御さんたちが福生市に引っ越しを考えた時に、私だったらどのような施設があるのか、どのようなことをしてくれるのかなどを調べてきて、あると思っただけでなかった、ということになるのがよくないと思うのですが、その辺りはどうなっているか教えてください。

【事務局】 その部分についてお話をし忘れておりましたが、ひよこの保護者に対しては保護者説明会を行いました。また、ひよこの廃園にあたっては、市はプレス発表も想定していましたが、廃園の手続きについては、市がこのようにしてくださいというのではなく、ひよこから廃園の申請がきました。園側から、自ら廃園します、ということでしたので、そのような場合は、市はプレス発表の必要はないと考えました。また、市のホームページでは、ひよこに関する内容は全て削除しています。

【会 長】 保護者は本当に御苦勞があったと思いますが、それに対するやり取りをきっちりして下さったということ伺っています。本当に大変であったと思います。御了解いただければと思います。今後そのようなことがないようにと思います。よろしいでしょうか。次に移ります。

(4) 教育・保育提供区域における提供体制の確保方策の修正について

【会 長】 続きまして、議題（4）教育・保育提供区域における提供体制の確保方策の修正について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは説明させていただきます。資料6を御覧ください。議題の内容が当初計画の修正となるため、第2期の冊子をお手元に御用意ください。

はじめに、1 教育・保育提供区域の設定です。子ども・子育て支援法の規程に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体をひとつの区域として設定していますが、もう少し詳しく説明いたします。第2期の冊子の111ページを御覧ください。この区域の設定については変更ありません。

続いて、2 教育・保育施設の確保方策についてです。冊子の115ページを御覧ください。ここでは上段の「教育・保育施設及び地域型保育事業」について話を進めていきます。この事業は簡単に言いますと、保育園・幼稚園の話ということになります。また、認定区分は年齢と保育の必要性、言い換えれば家庭の状況に基づいて、1号、2号、3号に区分します。資料6にお戻りください。下段の種類一覧は、保育園・幼稚園の種類を示しているものです。保育園・幼稚園と言っても、いろいろな性格の施設があり、それぞれの施設が認定区分別のニーズ、すなわち「量の見込み」に対する受け皿となっています。色々御説明したい点もございますが、時間の都合もあり割愛させていただきます。なお、冊子の巻末に用語解説がございますので、参考にいただければと存じます。

それでは、3 令和4年度第1回子ども・子育て審議会での方向性について御説明いたします。令和4年7月5日に開催された令和4年度第1回子ども・子育て審議会の議題（6）「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の中間見直しについて」において、中間見直しの議論が行われました。資料裏面を御覧ください。「量の見込み」については、内閣府の通知において見直しの考え方が示され、見込みと実績とのかい離が10%以上の場合には見直しを行うとされましたが、1号、2号、3号の認定区分ごとの「量の見込み」に対する実績値のかい離は10%未満でしたので、見直しは必要ないと結論付けております。一方、「確保方策」については、資料記載のとおり、計画策定時から確保量の変更が生じているため、修正を行うこととなりました。冊子の121ページと122ページを御覧ください。令和6年度の量の見込みと、分類別の確保量を示した表となっています。こちらの確保量について、変更が生じているため修正を行います。

それでは、資料7を御覧ください。こちらは計画策定時と修正後の「確保方策」を示した表となっております。令和6年度の確保方策については、資料7の裏面の提供量増減の内訳を御覧ください。計画策定時に一部計上が漏れていた定員もございしますが、その後、牛浜幼稚園、弥生保育園、ひよこで利用定員の増減がございました。また、今後、福生本町保育園の建替えに伴い保育所型認定こども園への移行、東福保育園の建替え、そして本日先ほど御審議いただいた聖愛幼稚園の新制度移行が予定されており、変更後確保量合計はこれらを反映した値となっています。

表面にお戻りください。なお、令和5年度の値は、東福保育園の建替えが反映されておりません。いずれの認定区分においても、「量の見込み」に対して各区分における確保方策に基づく量が十分確保され、不足はない見込みとなっております。説明は以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。説明で冊子をお読みになっていましたが、私含め持ってない方もいたので、コピーがあった方がよかった気がします。御了解いただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(5) 高校生医療費助成事業の実施について

【会長】 続きまして、議題(5)高校生医療費助成事業の実施について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 制度の内容に関する説明に入る前に、まず、この制度が立ち上がるまでの経緯について、簡単に説明をさせていただきます。東京都が令和4年1月28日、中学3年生までとしている医療費助成の対象を高校3年生まで拡充する方針を、突如発表しました。令和5年度の開始を目指すとのことでした。これを受け、都内の市区町村はシステム改修や条例制定などに必要な準備期間が足りないことや、その後の説明会などにおいて説明があった財源などについて、都が一方的に決定したということで多くの自治体が強く反発しました。多摩26市の中でも対応は様々で、混乱は今も続いている中ではございますが、福生市といたしましては、令和5年4月の制度開始を目指し、準備を進めているところでございます。

それでは、制度の内容について説明を申し上げます。1の概要でございます。高校生等は、生涯にわたる健康作りの基礎を培う大切な時期に、自身の健康を管理し、改善できるような取り組みが重要であることから、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図ることを目的として本事業を実施するものでございます。

次に、2の制度内容でございます。高校生等医療費助成事業、通称マル青(あお)は、高校生等を養育している者に対し、医療費を助成する事業です。東京都が考える制度は、一定の所得がある人は除いて助成する、つまり所得制限を設けるという考え方ですが、福生市としては、すでに現在実施している小・中学生の医療費助成制度であるマル子(こ)が所得制限を撤廃し、自己負担額200円を徴収している制度としていることから、マル青についても同様の形にしたいと考えております。表を御覧下さい。御覧のとおりマル子もマル青も、東京都は所得制限を設け、自己負担を200円徴収するという考え方、福生市としては、都の制度に上乘せして支援をするため、所得制限を撤廃するという考え方でございます。

次のページをお願いいたします。3の予算措置でございます。本事業の財源については、令和4年度9月議会において、補正予算にて対応します。予算の内容としては、令和4年度はシステム改修等の費用として384万4千円を計上しております。

最後に、4のスケジュールでございます。令和4年9月議会で補正予算上程、条例制定を行います。12月からホームページ等に掲載しまして、対象者へ通知を発送いたします。令和5年3月末に医療証を送付いたします。説明は以上でございます。

【会 長】 ありがとうございます。御質問などございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。今まさに審議中ということですが、来年4月の開始に向けたスケジュールも示されました。御了解いただいくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(6) こども家庭庁設置法及びこども基本法について

【会 長】 続きまして、議題（6）こども家庭庁設置法及びこども基本法について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 まず、1の概要でございます。令和4年6月15日に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が国会で成立し、令和5年4月1日から施行されます。これによりまして、市における子育て関連の施策にこれらの法の趣旨を一部反映させるなど、子ども・子育て審議会においても対応が必要となりますのでお諮りするものでございます。

次に2の法律の趣旨等でございます。1点目の「こども家庭庁設置法」ですが、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの最善の利益を優先することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進、子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を子ども家庭庁が行うというものでございます。また、子どもに関連する特定の内閣の重要政策に関する事務を助けることを任務とする「こども家庭庁」を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める、という趣旨でございます。2点目「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して子ども施策を総合的に推進する、という趣旨でございます。少し内容が難しいですが、要するに、下の枠で囲んであるように、これまでの大人中心の考え方から、子どもの視点や権利を重視しようという法律ができたと考えていただきたいと思います。日本ではこのような法律ができたのは初めてということでございます。

次に、3の「こども計画」でございます。（1）国は「こども大綱」を策定するということが法律で決められました。（2）都道府県は「都道府県こども計画」を定めることが決められました。（3）市町村は、アンダーラインのところですが、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画）が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して当該市町村におけるこども施策について「市町村こども計画」を定めるとされています。これは努力義務とされています。この審議会では意見を頂戴している「子ども・子育て支援事業計画」と一体化して策定するような方向を考えております。

次に4 子ども・子育て審議会における対応についてということで、この審議会への影響について考えてみました。（1）子どもの視点を重視した施策の検討ですが、両法の趣旨や目的に基づき、これまでの大人目線の施策に子ども目線を取り入れることや、子どもの視点や権利等を重視した新たな施策を展開し評価する必要があると考えています。施策の体系に大きく影響することが考えられます。（2）「福生市こども計画」の策定ですが、国の「こども大綱」や都の「こども計画」を勘案して、「福生市こども計画」を策定する必要があります。条文から判断すると、これから策定する「福生市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」と一体的に策定することが

可能であると考えられます。

5 市における対応について、(1) 予算措置ですが、国は子どもに係る予算を大幅に増額するとしており、まだ具体的なものは示されていませんが、打ち出しがあり次第早急に対応いたします。(2) 組織体制の強化ですが、こども家庭庁の創設に合わせ、現在、市の子ども関連部署における組織体制の強化について検討しているところでございます。(3) その他の対応として、令和6年4月施行予定の改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」、障害児保育に資する「児童発達支援センター」、近年増加している「医療的ケア児」への対応等について、現在検討しております。これらの案件も子ども・子育て審議会で御意見をお伺いしながら進めていく必要があると考えております。

また、参考として、先日の9月議会において市議会議員よりこども家庭庁設置法及びこども基本法についての質問があり、次のやりとりがありました。質問の趣旨としては、こども家庭庁の設置は福生市の子育て関連施策に少なからず影響を与えるものとするが、市長の見解を伺いたい、という内容です。これに対し、市長は次のように答弁しております。福生市では「子育てするなら ふっさ」のスローガンのもと、多角的、重層的な子育て支援を推進してきたことにより、内外からその成果について高く評価していただいております。これは、ある意味では、子育てをする世帯への支援、つまり、大人から見た視点での評価が中心となっております。しかしながら、この度のこども家庭庁設置法あるいはこども基本法などの成立により、国では「こどもまんなか社会」という表現をしておりますが、大人の視点だけでなく、子どもの視点から見た政策にも力を入れていく方向にシフトしていくことが明確になったものと考えております。以上が答弁の内容です。福生市で現在行っている子どもの視点を重視した事業として、こども議会、青少年の意見発表大会、プレイパークにつきましても、まさに子どもの視点、子どもの権利というものに焦点を当てた事業でございます。今後、このような事業について、さらなる拡充を図るほか、新たな事業を創設したり、既存の事業を改善したりということが考えられます。この審議会において、様々な御意見を賜りながら、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【 会 長 】 説明いただきました。御質問などありましたら挙手をお願いします。はい、どうぞ。

【 委 員 】 こども家庭庁の設立とこども基本法の成立に関して、福生市で様々進めていただいていると思いますが、例えばこのこども家庭庁に関しては、もともと「こども庁」の名称での設立の動きがありました。それが「こども家庭庁」の名称に変わってしまったことで、子どもは家庭で養育されるものであるということの基本としているけれども、やはりきちんと養育することのできない家庭もあることも現実として問題になっています。家庭という言葉がここに入ってしまうことで、せつかく子どもの権利を守るこども基本法ができたのに、あくまで子どもは家庭と紐づけられてしまうという懸念の声も上がっていると思います。福生市として子どもの権利を守っていくといった場合、子どもと家庭を引き離さなければならないという選択肢も出てくると思うのですが、子どもと家庭との関係をどのように位置付けて、この法律に臨んでいくつもりかを教えていただければと思います。

【 事務局 】 我々が重要視していかなければならない貴重な御意見であると思います。子育ては家庭が基本

でありやるべきという考えを原則にしてしまうと、極端な話、子育て施策はいらなくなってしまうと思っていますので、家庭が基本という考えだけではないと思っています。こども家庭庁は3つの部門に分かれるようで、政策立案の部門と、保育園や母子保健などの部門と、家庭も含めて子どもを支援していく部門です。福生市においては、子ども家庭支援課で、虐待ですとか、保育力のない家庭に対しての支援をしています。そこも非常に大変な部署です。そのような支援にも引き続き力を入れて、なおかつ、福生市での施策はこれまで大人目線のものが多かったので、子ども視点も取り入れながらしっかりと進んでまいりたいと考えています。

【委員】 ありがとうございます。今回頂いた資料9を拝見すると、こどもまんなかですとか、子ども目線ですとか、子ども第一で福生市は頑張りますという意気込みを感じたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

【会長】 よろしいでしょうか。国や東京都の動きとほぼ同時進行で、自治体として動かないとなかなか難しいということで、それらを組み入れて第3期計画にも繋がっていくことになると思います。御意見をその都度頂きながらということで、丁寧に皆さんの目でも見ていただきながら、案として出されたものへのチェック機能として疑問点について出していただくことが、この審議会でのやり取りになると、より良いものになってくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 保育園という現場で仕事をしていますが、保育園は様々な問題が凝縮している場所ではないかと思っています。子ども一人一人の発達に向き合うだけではうまくいかず、その後ろにいらっしゃる保護者と一緒に行わなければならないこともありますし、果たしてこの親御さんに任せてよいのだろうかという問題もありました。一人一人が全部違うので、やはり市の方々と現場と一緒に、一つのケースに合わせて相談をしながら進めていく必要があると思っています。家庭のことが即保育に影響してくるのが現場です。

少し離れてしまうかもしれませんが、ひよこの廃園については、園長会で市から説明がありまして、園長同士で話し合いもしました。長年この仕事をしてしていますが、初めてのことで衝撃を受けました。そのようなことが起きてしまったということで、私たちも、他人ごとではなく、どのような点に気を付けなければならないか、どのような点を心がけていかなければならないか、二度と同じことが起こしてはならない、それが子ども一人一人を大切にすることに繋がっていくと思っていますので、私たち園長会としてもこの件については話し合いを行いました。同じようなことがあってはならないと胸に刻んでおりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。よろしいでしょうか。次の議題に移ります。

(7) その他

【会長】 続いて議題(7) その他ですが、何かありますでしょうか。はい、どうぞ。

【事務局】 事務局より2点お話しさせていただきます。1点目に、今後の予定についてです。次回、令和4年度第3回福生市子ども・子育て審議会は、令和5年3月を予定しております。詳細な日程が

決まり次第、改めて通知をさせていただきます。2点目に、資料の配布方法についてです。資料の配布方法は、現状紙でお渡ししていますが、委員の皆様の中で、ノートパソコン又はタブレット端末を会議にお持ちいただき、電子データでの資料閲覧でよろしいという方がいらっしゃいましたら、事務局までお声がけいただければと存じます。今後会議数も増えますことから、事務局として可能な限りペーパーレス化を行えればと考えておりますので、お伺いさせていただきました。以上でございます。

【 会 長 】 紙で見ることに慣れている方と機器を通して見ることに慣れている方といらっしゃると思います。それぞれが対応可能かどうか意見を出していくということでもよろしいでしょうか。その他ありますでしょうか。

【 委 員 】 新しい委員の方もいらっしゃるので、改めてプレイパークについて説明したいのですが、現在、中福生公園で偶数月の第4水曜日、奇数月の第3日曜日に実施しています。子どもにとって遊びはエネルギーの元、成長の源であり、自発的に行う行為と位置付けて、子どもたちが自分の遊びを自分で行うということを大事にしています。火を使うコーナーや木工遊び、水遊びなどのコーナーがありますが、基本的に子どもが自分たちでしたいことを行う場を作っています。お時間ありましたらお越しいただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。

【 会 長 】 ありがとうございます。その他ありますでしょうか。他にないようでしたら、これで本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「令和4年度第2回福生市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。